

厚生労働省が定める手術に関する施設基準等に係る実績について

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術件数

(1) 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0件

(2) 区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等	1件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

(3) 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

(4) 区分4に分類される手術

0件

(5) その他の区分

ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	1件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	2件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除及び経皮的冠動脈ステント留置術	0件

（対象期間：2024年1月1日～2024年12月31日）